

秋田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第26号

秋田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

秋田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年秋田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第5項」を「第7項」に改める。

第6条中「認定長期優良住宅建築等計画」の次に「又は法第10条第2号ロに規定する認定長期優良住宅維持保全計画」を加える。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。